

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤続印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	マプト市医療従事者養成学校建設 設計画（詳細設計）のための贈 与に関する日本国政府とモザン ビーク共和国政府との間の交換 公文	マプト市医療従事者養成学校建設計画（詳細設計）を 実施するために必要な役務の購入	84,000千円 H28.10.31まで	H26.1.12 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザン ビーク大使 オルデミ ーロ・パロイ外務協力大 臣	H26.2.19 53号
モザンビーク	マプト市医療従事者養成学校建 設計画のための贈与に関する日本 国政府とモザンビーク共和国政 府との間の交換公文	マプト市医療従事者養成学校設計画を実施するた めに必要な生産物及び役務の購入	1,846,000千円 H29.12.31まで	H26.6.6 マプトで (同日)	日本側 水谷章在モザンビ ーク大使 エドワア ルド・コロエ外務協力 副大臣	H26.6.18 201号
モザンビーク	食糧援助に関する日本国政府と モザンビーク共和国政府との間 の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	620,000千円 H27.3.31まで	H26.12.5 マプトで (同日)	日本側 水谷章在モザンビ ーク大使 エドワア ルド・コロエ外務協力 副大臣	H26.12.18 397号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。